

コト

六、紫厚鐘敷法螺南以、類ヲ用セサルニト  
八、鐵板ハ一帯街國牌ニ其國牌在テ原識入ト  
從來使用レリ會旗一帯ニ限ル  
九、<sup>七</sup>ツト少旗(白布黒文字)ニ帯(房表露國承認  
云々前ル)

一〇、八時間實施  
但シ異状、長六ナレハ之ヲ許サズ

一、旗先(籐)ハ藪又ハ袋ヲ舞スルコト  
一、支那旗ハ総シテ五十帯ヲ限度トシ中  
旗ヲ揚帯セサルコト

一〇、街角、兜車線路横断地真等ニハ後ノ責任ヲ  
テ既置シ警察官ト協力交通ニ支障ナカラ

シハルコト

二、運動ハ午後一時出奔午後五時限リ解散ス  
ルコト

三、各都府ニハ取締警察官一在以上ヲ附スル  
コト

一、治安上必要アリト認めル場合ニハ何時ニ  
テ又制限禁止若クハ解散セシムルコトアル  
ルヘシ

四、其消埋之地ニ集合スル國牌ハ三々位々ト  
レ途ト示威的行列ハ一切為サレノヤルコ  
ト(會旗ハ卷キテ携帶スルコト解散後亦全  
ク)

五、行列、最後尾ニハ其旨ヲ表示セル旗ヲ揚  
ル